

3. 建築計画

配置・動線計画

・庁舎と周辺施設を近接して配置することにより、市民の利便性を向上させる計画とします。

・既存保健福祉センターの地下撤去レベルを利用し敷地造成を最小限に抑えた計画とします。

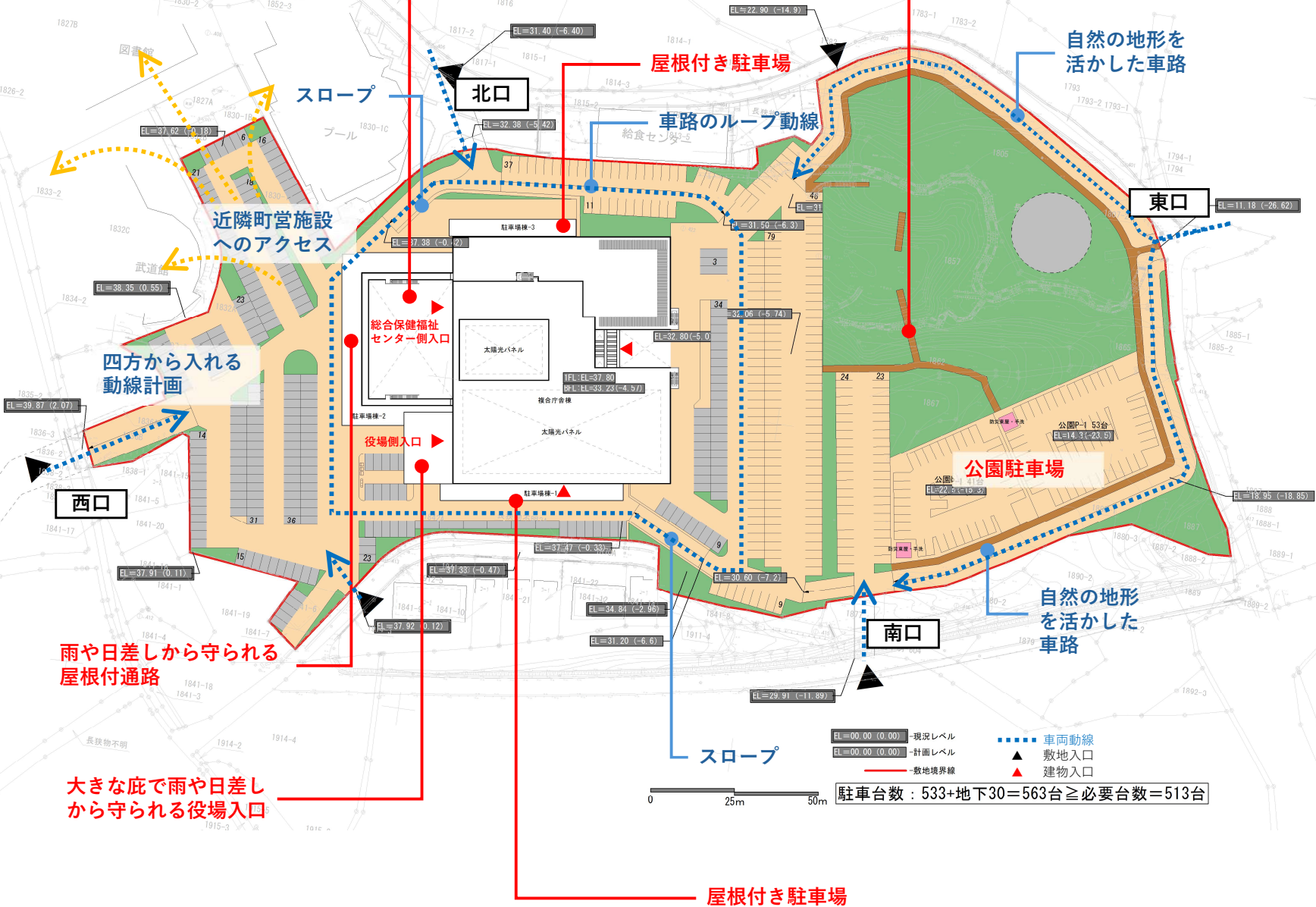
・西側の防災広場、東側の公園（ふれあいランド）をまとめた緑地として隣接させることにより、庁舎と一体となった緑豊かな環境整備を行います。

・敷地の中央に庁舎を配置し、四方方向に出入口と駐車場を計画することにより、アクセスしやすい動線計画とします。

さらに、周辺施設との連携を図りやすい駐車場配置を行うとともに、周回できる車両動線を整備します。

・イベントや災害時の拠点活動場所として、多目的に利用できる防災広場を整備し、庁舎内の防災施設と一体的に利用できる計画とします。

通常時はイベントやアクティビティ広場
災害時は防災広場として利用可能



四方から入れる
動線計画

雨や日差しから守られる
屋根付通路

大きな庇で雨や日差し
から守られる役場入口

近隣町営施設
へのアクセス

スロープ

自然を散策する遊歩道

屋根付き駐車場

車路のループ動線

自然の地形を
活かした車路

公園駐車場

自然の地形
を活かした
車路

スロープ

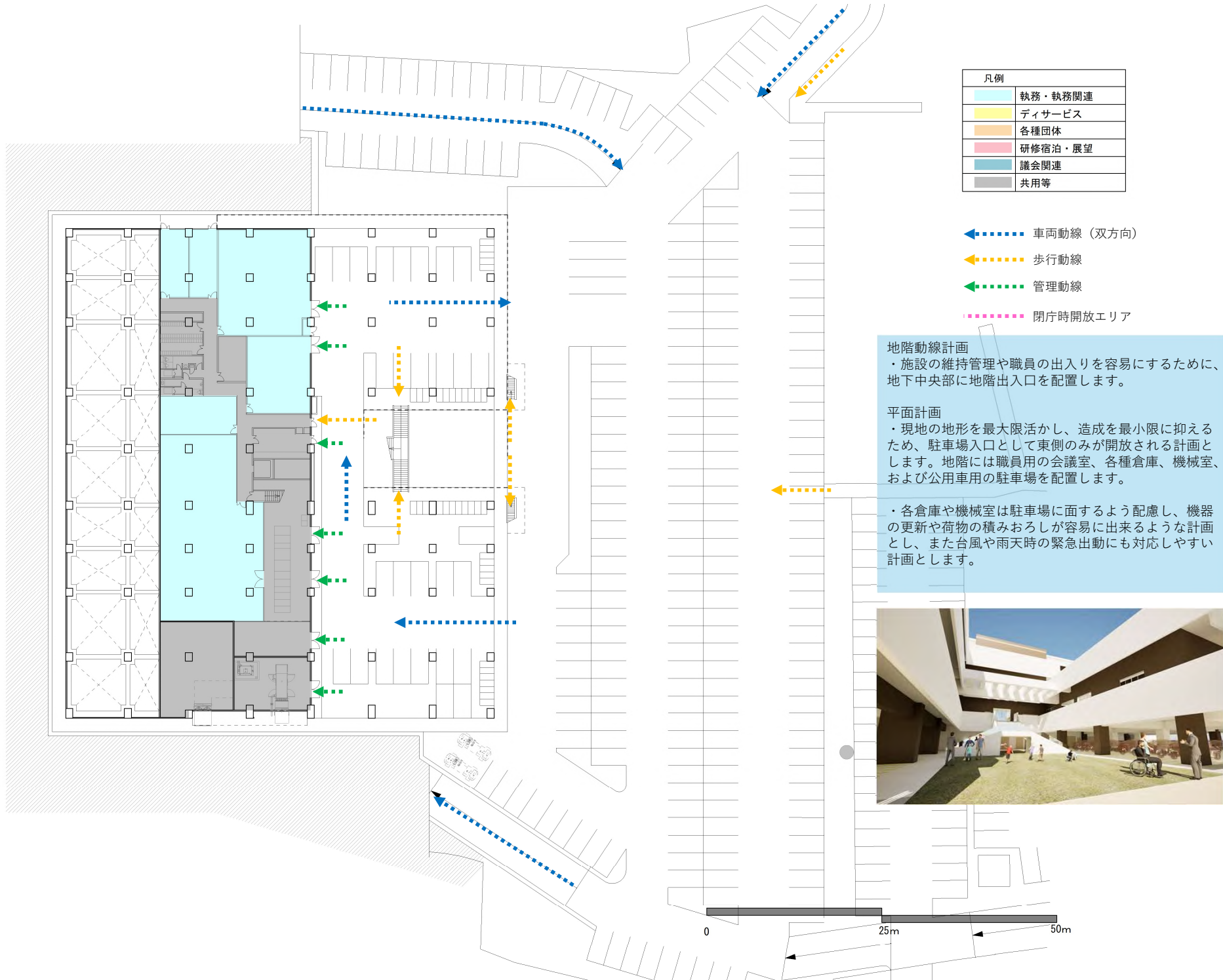
屋根付き駐車場

EL=00.00 (0.00) 現況レベル
EL=00.00 (0.00) 計画レベル

●●●● 車両動線
▲ 敷地入口
▲ 建物入口

駐車台数：533+地下30=563台 ≧ 必要台数=513台





凡例	
	執務・執務関連
	ディサービス
	各種団体
	研修宿泊・展望
	議会関連
	共用等

- ⬅⋯⋯➡ 車両動線（双方向）
- ⬅⋯⋯➡ 歩行動線
- ⬅⋯⋯➡ 管理動線
- ⋯⋯⋯ 閉庁時開放エリア

地階動線計画
 ・施設の維持管理や職員の出入りを容易にするために、地下中央部に地階出入口を配置します。

平面計画
 ・現地の地形を最大限活かし、造成を最小限に抑えるため、駐車場入口として東側のみが開放される計画とします。地階には職員用の会議室、各種倉庫、機械室、および公用車の駐車場を配置します。

・各倉庫や機械室は駐車場に面するよう配慮し、機器の更新や荷物の積みおろしが容易に出来るような計画とし、また台風や雨天時の緊急出動にも対応しやすい計画とします。



0 25m 50m

1階動線計画

・新庁舎は全方位からアクセス可能な出入口を設け、町民の利便性を図ります。職員専用の入口も計画し、日常業務だけでなく、休日にも対応できるよう動線を確保します。

・休日や閉庁時間のイベント開催時にも対応できるような、セキュリティラインを確保し、施設を最大限活用できるような計画とします。

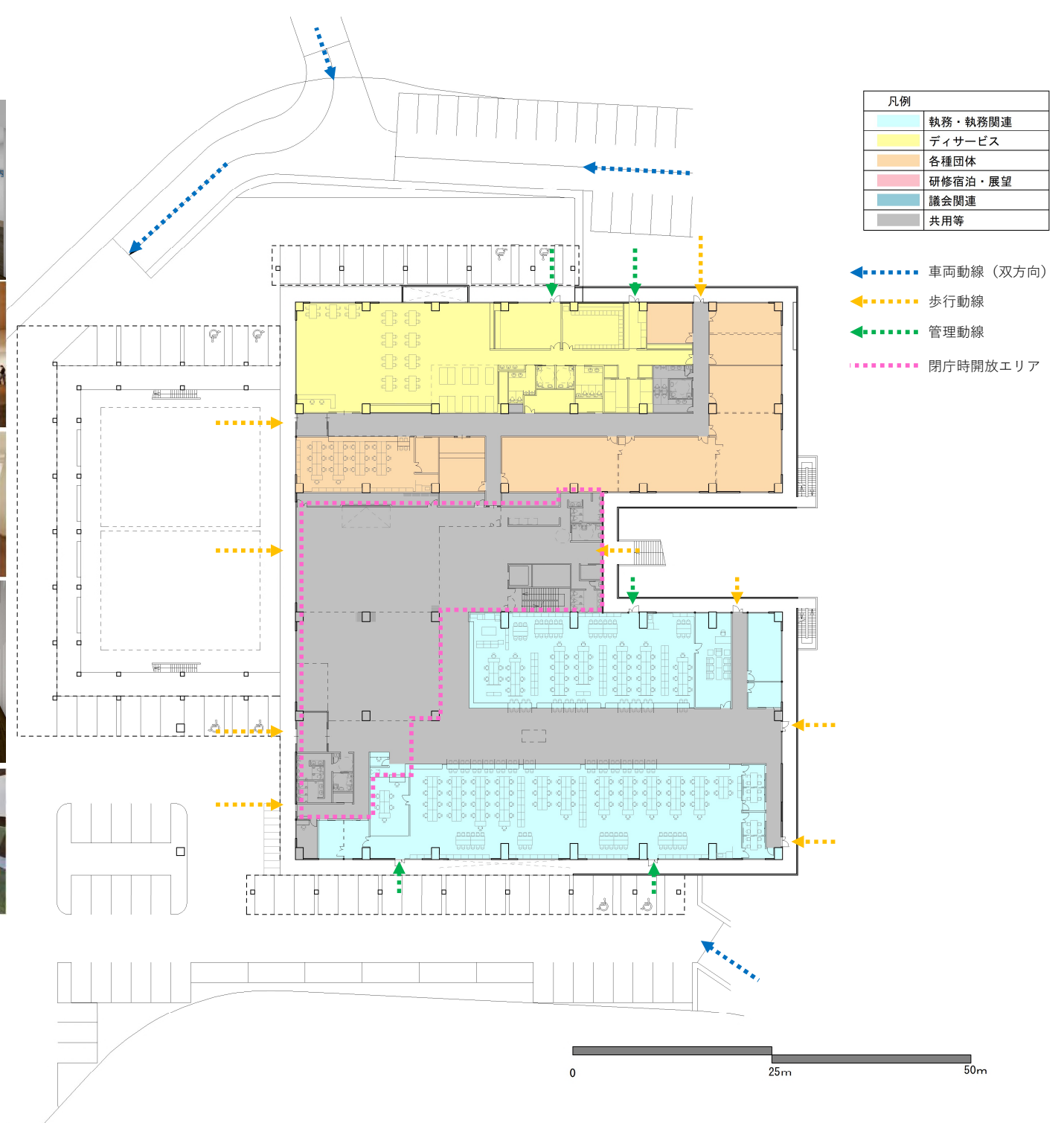
平面計画

・町民利用の多い役場機能を1階南側に集約し住民サービスの向上を図れるような計画とします。

・高齢者いきがい通所支援事業が活用するデイサービスルームや地域活動支援センター会議室、社会福祉協議会執務室、就活支援センター会議室、社会福祉団体会議室等を北側にまとめて配置し、町民が利用し易い計画とします。

・建物の中央には多目的スペースを配置し、多目的広場（防災広場）と一体利用できる計画とします。また、閉庁時でも保健福祉機能を含むさまざまなイベントを開催できるよう、可動間仕切りを設置して柔軟な利用が可能な計画とします。

・執務空間は柱のないロングスパン構造を採用し、見通しが良く、死角が少ない快適な執務空間を実現します。また、組織改革にも柔軟に対応することができる計画となっています。



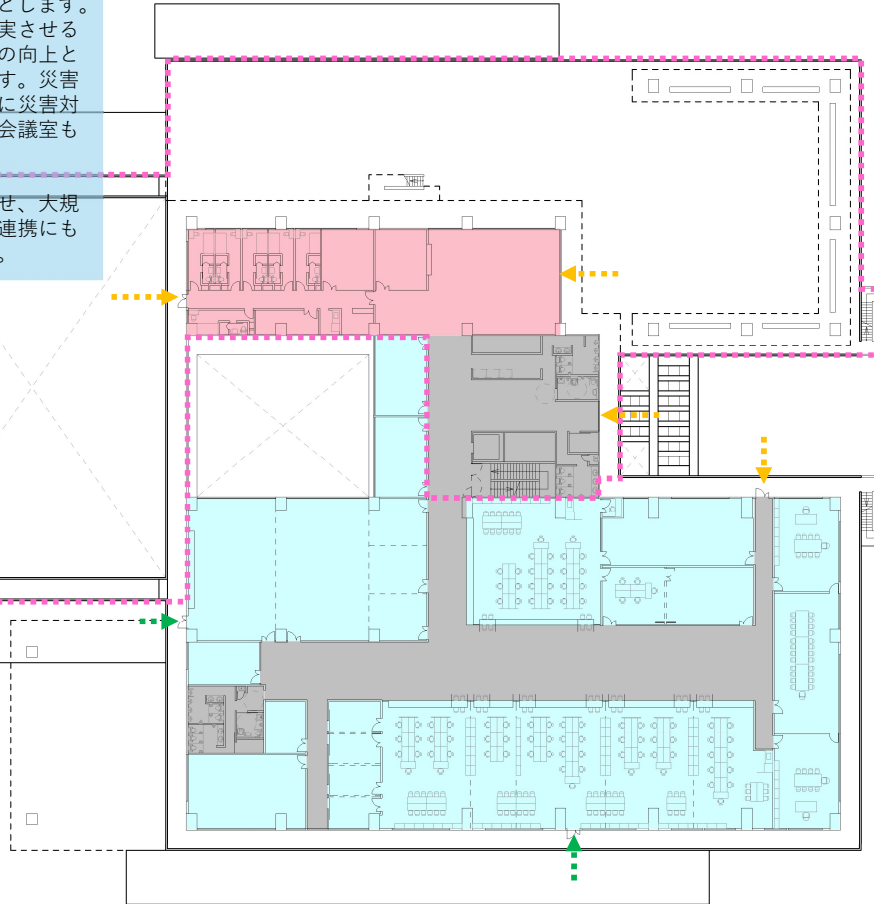
2階動線計画

・建物の中央のEVホールを中心に、北側には複合機能（研修宿泊施設、展望）を配置し、役場機能を南側に配することで、町民が分かりやすく利用しやすい配置、動線とします。また、セキュリティーラインを確保し、閉庁時でも複合機能が利用可能な計画とします。

平面計画

・町の事業部門と防災拠点機能を2階にまとめて配置する計画とします。また、会議室や相談室を充実させることにより、町民サービスの向上と業務効率の向上を目指します。災害時に各課と連携し易いように災害対策本部を中央に配置し、小会議室も隣接する計画とします。

・防災対策本部室を近接させ、大規模災害時には関係機関との連携にも迅速に対応可能な配置です。

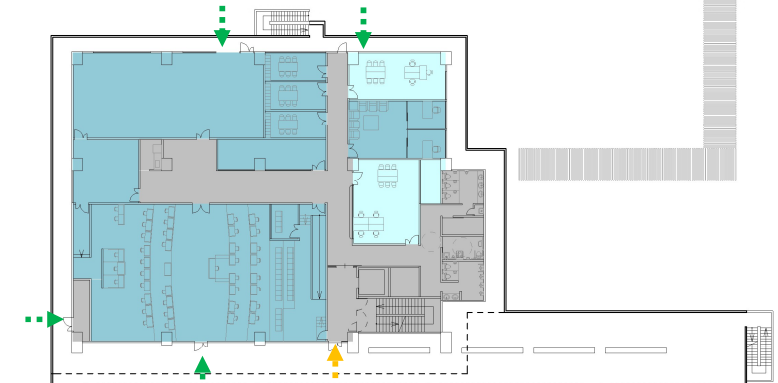


2階



凡例	
 	執務・執務関連
 	ディサービス
 	各種団体
 	研修宿泊・展望
 	議会関連
 	共用等

- ← 車両動線（双方向）
- ← 歩行動線
- ← 管理動線
- 閉庁時開放エリア



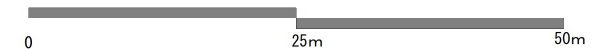
3階動線計画

・議会部門をまとめて配置することで、町民が分かりやすく独立性を確保した計画とします。

平面計画

・町民に開かれた議会を目指し、傍聴席を充実させ、遮音性に優れた親子席を計画します。また、傍聴席の視認性に配慮して、床高さを上げ、車椅子も入室し易いようにスロープや手摺を設置します。

3階



外観コンセプト

新庁舎は周辺環境への影響を最小限に抑えるために低層化し、堀の深いテラスを設けて日射を遮り、来庁者の快適な木陰の歩行空間を確保しました。テラスの直線的なデザインは建物の外皮を包み込み、日射遮蔽に配慮することで機能と意匠のバランスの取れたプロポーションを実現します。

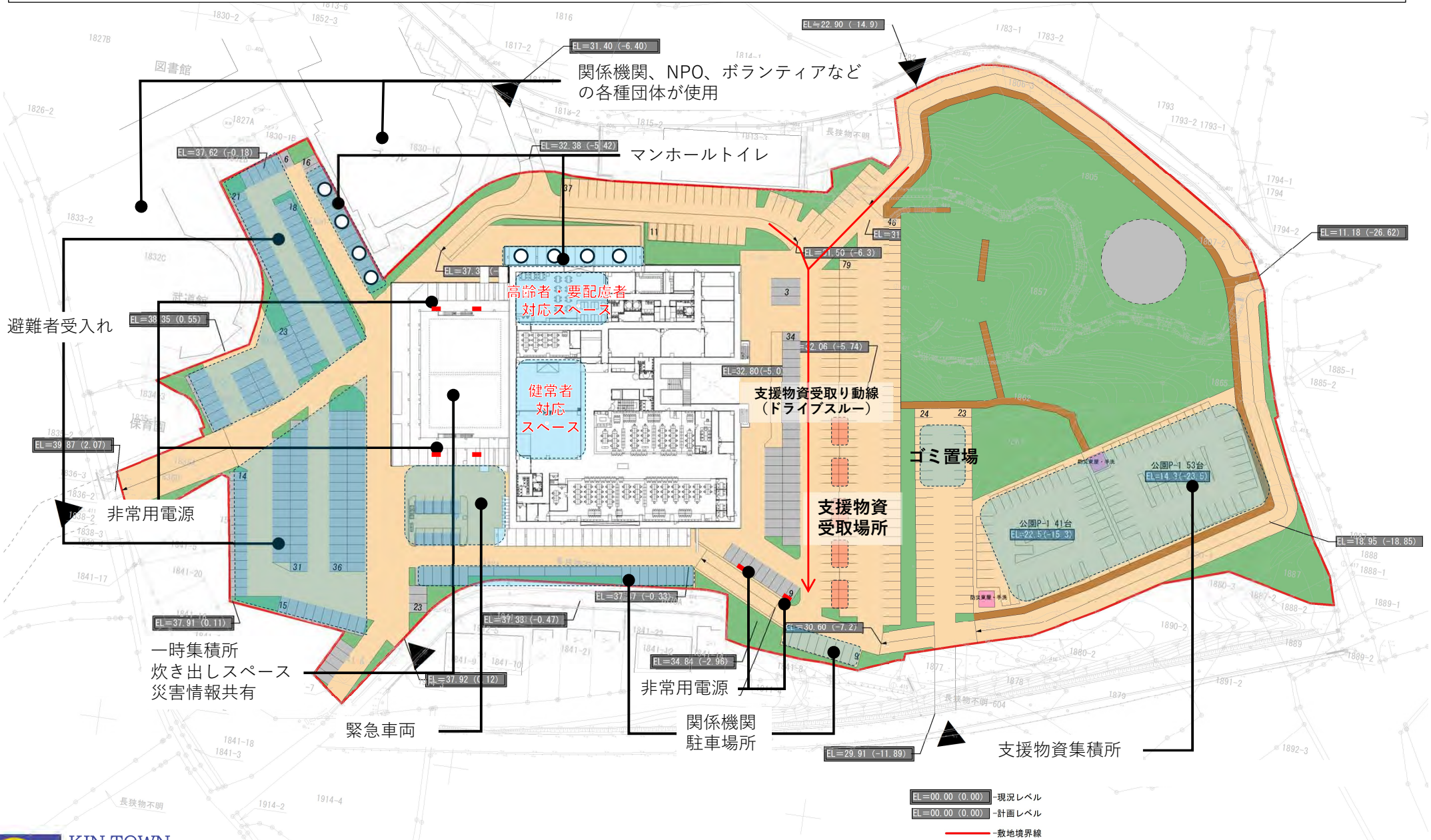
また、色彩は周辺環境と調和するカラーを基調とし、柔らかくモダンな計画としました。

正面からの外観はエントランスの位置が分かりやすい大庇を設置し石張りや金属の素材を採用して、重厚で力強い印象を与える都会的な空間づくりを行い、先進的なデザインでありながら、町民のシンボルとしての役割を果たすことが期待される景観デザインとしています。



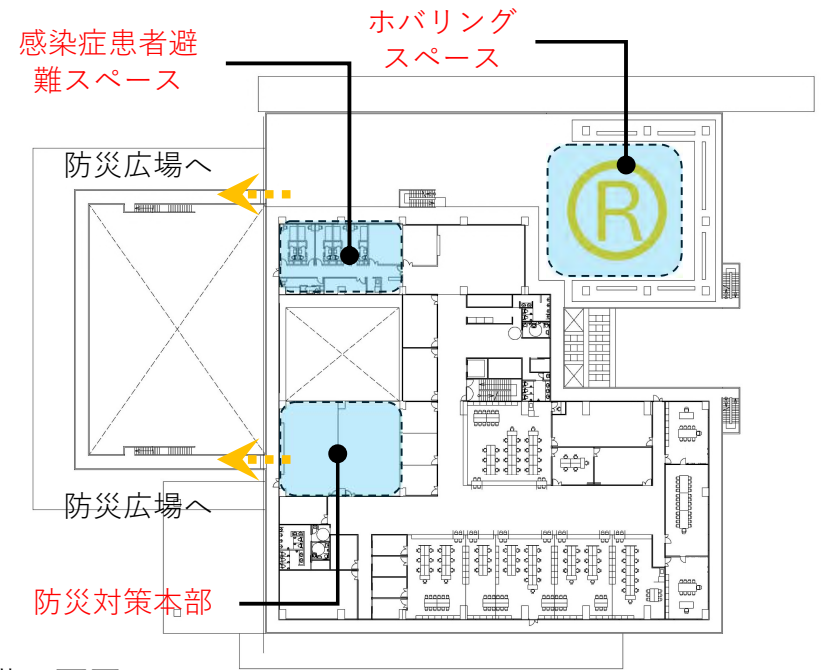
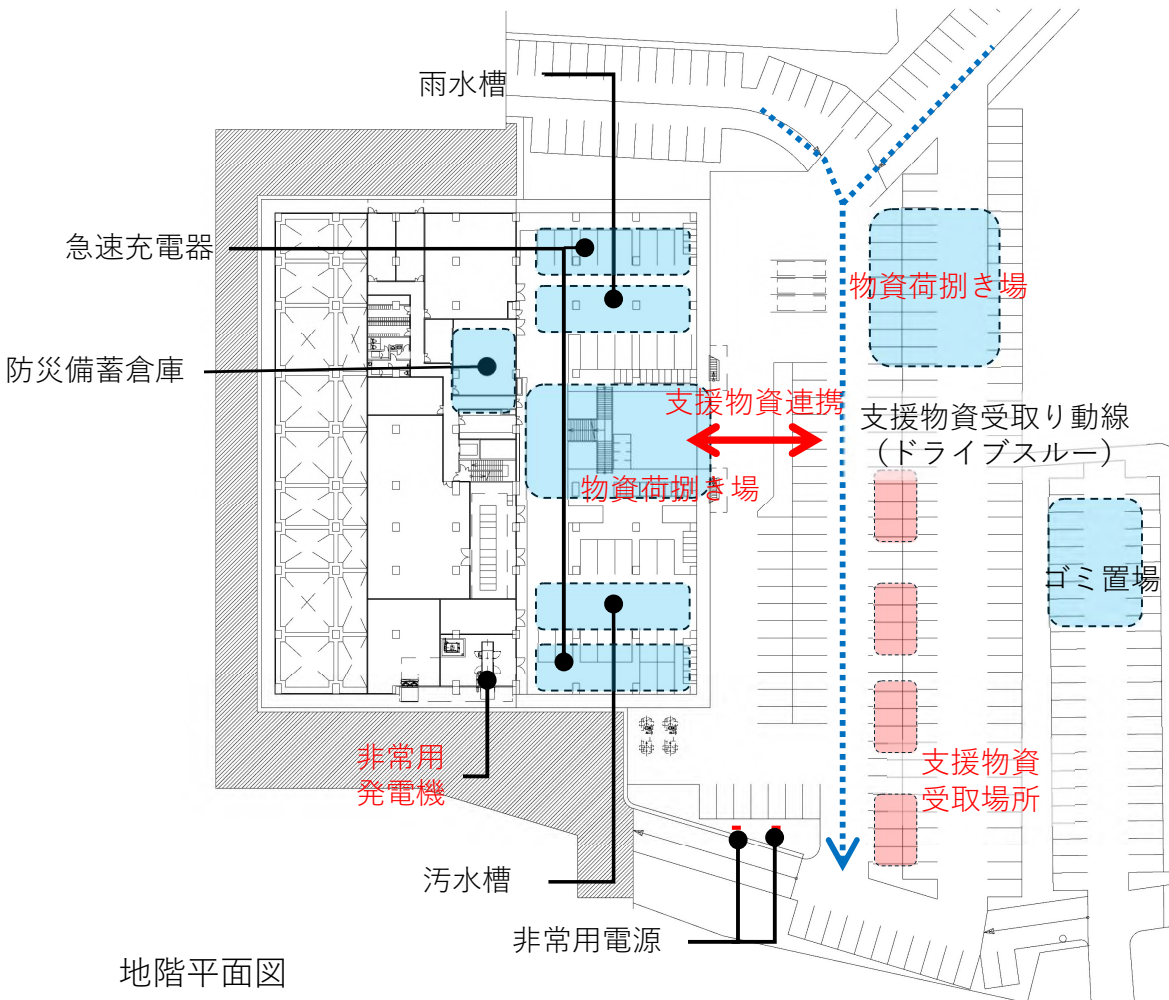
防災計画

避難場所として活用される駐車場・防災広場には非常用電源や給水栓、マンホールトイレを設置し、多くの町民を受け入れる計画とします。複合庁舎1階部分には要配慮者スペース、健常者スペース、車両による避難スペースなど、避難者の状況に応じたエリア分けができる計画とします。

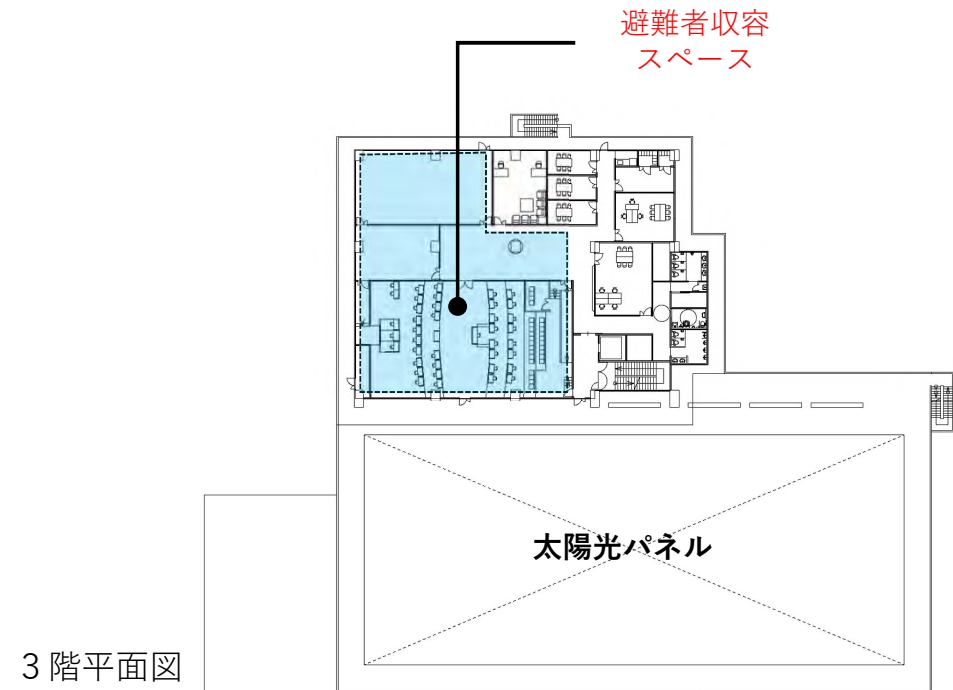


防災計画

地階部分にはピロティ駐車場、備蓄倉庫を設け、町内避難所の救援物資輸送拠点として整備します。また、急速充電器スペースも確保します。
 2階部分には災害対策本部、町長・副町長室、関係機関諸室を配置し、災害時には迅速な対応が可能な計画とします。また、宿泊研修室は感染症患者の避難スペースとして計画します。
 3階部分の議場は、非常時には避難スペースとして活用可能な計画とします。



2階平面図



3階平面図

3.建築計画

3-8-1 省エネルギー計画

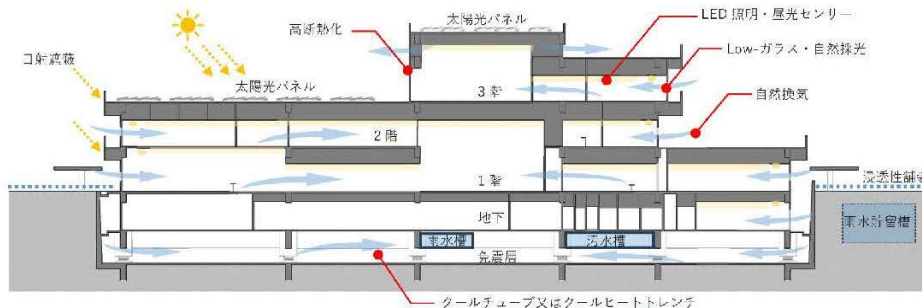
基本方針

蒸暑地域である沖縄の気候に適応し、環境にやさしい庁舎を計画します。

省エネルギーの削減を図りながら、太陽光発電などの創エネを行い、実質消費エネルギー0%以下のZEBを目指します。

■パッシブデザイン、アクティブデザインによる機能等

- (1) 彫りの深いテラスにより日射遮蔽を行い空調負荷軽減に配慮します。
- (2) ガラス面にはLow-eガラスを計画し、建物外皮は断熱を施して高気密化を図ります。
- (3) 外部建具は効率の良い位置に計画し、自然換気や自然採光を積極的に取り入れ自然エネルギーの有効利用を図ります。
- (4) LED照明や人感センサー、昼光センサーなどの採用により照明エネルギー削減に配慮した計画とします。
- (5) 屋根面雨水のトイレ洗浄水への利用、節水器具の採用など、水資源の有効利用を検討します。
- (6) 敷地外構の透水性舗装により雨水の地下浸透を促し周辺地下水環境の保全を検討します。



「沖縄県福祉のまちづくり条例」確認項目

利用円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できるような経路を1以上整備する
案内設備までの経路	視覚障害者誘導ブロック設置(車路に接する部分等に点状ブロック等を敷設)
出入口	(1) 全面が透明な戸を設ける場合に、戸に挟まれないよう危険防止措置を講じる (2) 自動的に開閉する戸を設ける場合に、戸に挟まれないよう危険防止措置を講じる (3) 幅 80cm 以上 (4) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後は平滑に仕上げる
廊下等	(1) 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる (2) 幅員 120cm以上
階段	(1) 踊場を除き、手すりを設ける (2) 表面は滑りにくい材料で仕上げる (3) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設する
便所	(1) 各階に多目的便所を設置する (2) 多目的便所に車いす使用者用便房を設けた旨を表示した標識を掲示する (3) 男子用小便器の両側に手すりを設ける (4) 人工肛門等使用者の利用に配慮した設備(オストメイトを設ける)
敷地内の経路	(1) 表面はすべりにくい材料で仕上げる (2) 排水溝に車いす使用者、つえを持っている者等の通行に支障がない溝ぶたを設ける
駐車場	(1) 車いす使用者駐車場を(悪いなり駐車場)2 台設置 (2) 車いす使用者用駐車施設の構造 ア 幅は 350cm 以上 イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平 ウ 車いす使用者用駐車施設に、車いす使用者用駐車施設であるサインを表示 エ 施設出入口に可能な限り近接配置
エレベーター	(1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーについて ア かが及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上確保 イ かがの奥行きは、135cm 以上確保 ウ 乗降ロビーは高低差がないものとしその幅及び奥行きは、150cm以上とする エ かが及び乗降ロビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に操作ボタンを設ける オ かが内の側板に手すりを設ける カ かが内に車いす使用者が乗降する際にかが及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設置
受付カウンター	高齢者、障害者等が円滑に利用できる高さ、け込み等に配慮した構造の受付カウンターを設ける (座位用カウンター:上端 70cm 程度、下端 65cm 程度、奥行 45cm 程度)
公衆電話台	設置する場合、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする (上端 70cm 程度、下端 65cm 程度、ボタン高さ 90~100cm)

3-8-2 ユニバーサルデザイン

基本方針

本計画では「沖縄県福祉のまちづくり条例」による「整備基準」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する計画とし、実施設計においてはそれぞれの適合基準値が満足できる詳細検討を行います。

(1) 多目的駐車場 (車いす使用者用)

1 階庁舎出入口の 4 方向に屋根付の駐車場を配置します。

施設の専用口に近接して設ける事で動線を短くし利用しやすい計画とします。

(2) エレベーター (EV)

車いす使用者も利用しやすいエレベーターを施設中央に設け、上階への移動がし易い計画とします。

(3) 多目的トイレ、授乳室

オストメイトにも対応した多目的トイレや授乳室を各階に配置し、全ての人が利用しやすく、安心して来庁できる計画とします。

(4) サイン計画

デザインや色彩、配置に配慮し来庁者に対して分かりやすい庁舎案内を計画します。



「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による「建築物移動等円滑化誘導基準」確認項目

出入口	建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。 出入口の幅と前後のスペースを確保して下さい。 ■玄関出入口の幅(1 以上):120cm 以上 ■居室などの出入口:90cm以上
廊下等	車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保する事が必要です。 ■廊下幅:180cm以上
傾斜路	スロープは緩やかなものとし、手摺を設け、上端には点状ブロック等を敷設して下さい。 長いスロープには踊り場を設ける事も必要です。 ■手摺の設置:両側 ■スロープ幅:150cm以上 ■スロープ勾配:1/12 以下(屋外は 1/15 以下)
エレベーター	階と階の間の移動にはエレベーターで行けるようにすることが原則必要です。 車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様として下さい。 ■出入口の幅:90cm以上 ■かごの奥行:135cm以上 ■かごの幅:160cm以上 ■乗降ロビー:180cm角以上
トイレ	トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。 車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けて下さい。 ■車いす使用者用便房の数:各階毎に原則 2%以上 ■オストメイト対応便房の数 :各階ごとに 1つ以上 ■低リップ小便器等の数 :各階ごとに 1つ以上
アプローチ	建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。 広い幅で滑りにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けて下さい。 ■通路の幅:180cm以上
駐車場	駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保して下さい。 ■車いす使用者用駐車施設の数:原則 2%以上 ■車いす使用者用駐車施設の幅:350cm以上
浴室等	共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1 つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様として下さい。(建築物移動等円滑化誘導基準)
案内表示について	バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。 これらの施設の配置が分かる案内板や案内所を設けて下さい。
案内設備に至る経路	道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けて下さい。



